

公益財団法人建設業適正取引推進機構
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

平成 24 年 11 月 1 日規程第 65 号

平成 28 年 6 月 27 日規程第 104 号一部改正

平成 31 年 3 月 12 日規程第 115 号一部改正

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人建設業適正取引推進機構（以下「この法人」という。）の定款第 18 条第 3 項及び第 37 条第 3 項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬等をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、給与及び特別調整手当とし、非常勤役員に対しては理事会、評議員会又は監査会議への出席の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年 6 月及び 12 月に、賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第 18 条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができ

る。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の本給の月額を別表のとおりとし、各役員の本給の月額は同表の内から、理事長が理事会の承認を得て定める。

- 2 特別調整手当の月額は、前項の額に百分の十二を乗じて得た額とする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、別記1に定める額とする。
- 4 常勤役員に対する賞与は、年間を通じ、別記2に定める算式により算出される額とする。
- 5 常勤役員に対する退職手当は、別記3に定める算式により算出される額とする。
- 6 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 7 各評議員の報酬は、定款第18条に定める金額の範囲内において別記4に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員に対する報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会、評議員会又は監査会議への出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、定款第37条第2項の規定に基づき、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の額は、職員給与規則の規定に準じて算定する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成24年11月1日規程第65号)

この規程は、公益財団法人建設業適正取引推進機構設立の登記の日(平成24年11月1日)から施行する。

附 則 (平成28年6月27日規程第104号)

この規程は、平成28年6月27日から施行する。

附 則 (平成31年3月12日規程第115号)

この規程は、平成31年3月12日から施行する。

別表 常勤役員の本給月額

(単位 円)

1	370,000	6	520,000	11	670,000	16	820,000
2	400,000	7	550,000	12	700,000	17	850,000
3	430,000	8	580,000	13	730,000	18	880,000
4	460,000	9	610,000	14	760,000	19	910,000
5	490,000	10	640,000	15	790,000	20	940,000

別記1 非常勤役員の報酬

理事会、評議員会又は監査会議への出席の都度、一人一律 10,000 円

ただし、代表理事並びに在勤地及び居住地が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県以外の者については、20,000 円

別記2 常勤役員の賞与

$(\text{本給の月額} + \text{特別調整手当の月額} + \text{本給の月額} \times 25/100 + \text{本給及び特別調整手当の月額} \times 20/100) \times 355/100$

別記3 常勤役員の退職手当

$\text{給与月額} \times \text{在職月数} \times 12.5/100$

ただし、在職期間中に給与月額の異なる期間があるときは、それぞれ給与月額が異なる期間ごとに、上記の算式により計算するものとする。

別記4 評議員の報酬

評議員会への出席1回につき、一人一律20,000円